

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【公表番号】特表2016-519186(P2016-519186A)

【公表日】平成28年6月30日(2016.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2016-039

【出願番号】特願2016-505774(P2016-505774)

【国際特許分類】

C 1 1 D	7/32	(2006.01)
C 1 1 D	7/10	(2006.01)
C 1 1 D	7/22	(2006.01)
C 1 1 D	7/54	(2006.01)
C 1 1 D	17/06	(2006.01)
A 4 7 L	15/42	(2006.01)

【F I】

C 1 1 D	7/32	
C 1 1 D	7/10	
C 1 1 D	7/22	
C 1 1 D	7/54	
C 1 1 D	17/06	
A 4 7 L	15/42	Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年3月27日(2017.3.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それぞれの場合、それぞれの組成物の固体含有量に対して、

(A) メチルグリシンジ酢酸(MGDA)、グルタミン酸ジアセテート(GLDA)及びそれらの塩から選択される少なくとも一種の化合物を、合計で、1~50質量%の範囲、

(B) 亜鉛として記載される少なくとも一種の亜鉛塩を、合計で、0.01~0.4質量%の範囲、

(C) エチレンイミンのホモ-又はコポリマーを、合計で、0.001~0.045質量%の範囲、及び

(D) 任意に、漂白剤を、0.5~15質量%を含む組成物。

【請求項2】

前記組成物が、ホスフェート及びポリホスフェートを含まないことを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

(C) が、直鎖状又は分岐状のエチレンイミンのホモポリマー及び、エチレンイミンのグラフトコポリマーから選択されることを特徴とする請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

前記亜鉛塩が、ZnCl<sub>2</sub>、ZnSO<sub>4</sub>、酢酸亜鉛、クエン酸亜鉛、Zn(NO<sub>3</sub>)<sub>2</sub>

、 $Zn(C_2H_3SO_3)_2$  及び、没食子酸亜鉛からなる群から選択されることを特徴とする請求項 1 ~ 3 の何れか 1 項に記載の組成物。

#### 【請求項 5】

前記組成物が、室温で固体であることを特徴とする請求項 1 ~ 4 の何れか 1 項に記載の組成物。

#### 【請求項 6】

前記組成物が、水を、0.1 ~ 10 質量% の範囲で含むことを特徴とする請求項 1 ~ 5 の何れか 1 項に記載の組成物。

#### 【請求項 7】

前記組成物が、酸素漂白剤及び塩素含有漂白剤から選択される漂白剤 (D) を、0.5 ~ 15 質量% 含むことを特徴とする請求項 1 ~ 6 の何れか 1 項に記載の組成物。

#### 【請求項 8】

食器及び調理器具を機械洗浄するための請求項 1 ~ 7 の何れか 1 項に記載の組成物の使用方法。

#### 【請求項 9】

装飾されていてもよく、又は装飾されていなくてもよい少なくとも一つのガラス表面を有する物品を機械洗浄するための請求項 1 ~ 7 の何れか 1 項に記載の組成物の使用方法。

#### 【請求項 10】

前記機械洗浄が、食器洗い機を使用するウォッシング又はクリーニング動作であることを特徴とする請求項 8 又は 9 に記載の使用方法。

#### 【請求項 11】

請求項 1 ~ 7 の何れか 1 項に記載の少なくとも 1 種の組成物が、飲料用グラス、ガラス製の花瓶及び料理用のガラス製容器の機械洗浄のために使用されることを特徴とする請求項 8 ~ 10 の何れか 1 項に記載の使用方法。

#### 【請求項 12】

(A) メチルグリシンジ酢酸 (M G D A) 、グルタミン酸ジアセテート (G L D A) 及びそれらのアルカリ金属塩から選択される少なくとも一種の化合物、

(B) 少なくとも一種の亜鉛塩、

(C) 少なくとも一種のエチレンイミンのホモ - 又はコポリマー、

(D) 及び、任意に、酸素漂白剤及び塩素含有漂白剤から選択される少なくとも一種の漂白剤、

及び、任意に他の成分が、水の存在下で、1 つ以上の工程で互いに混合され、その後、前記水が除去されることを特徴とする請求項 1 ~ 7 の何れか 1 項に記載の組成物の製造方法。

#### 【請求項 13】

前記水が、噴霧乾燥、噴霧造粒又は圧縮によって除去されることを特徴とする請求項 1 2 に記載の方法。

#### 【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0099

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0099】

好ましくは、装飾されていても装飾されていなくてもよい少なくとも 1 つのガラス表面を有する物品を機械洗浄するために本発明の組成物を使用することである。これに関連して、本発明において、ガラス製の表面は、当物品が、大気中の空気と接触し、その物品を使用するときに汚れる可能性のあるガラス製の少なくとも一部分を有することを意味するものとして理解される。従って、当物品は、飲料用グラス又はガラス製の皿のように、基本的にガラス製の物品でもよい。しかしながら、それらは、例えば、他の材料でできている独立した構成要素を有する蓋、例えば、金属製の縁と取っ手を有する鍋の蓋であっても

よい。